



熊本県公報

第13570号
令和8年(2026年)
9月15日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○公金の収納に関する事務委託……………	(森林整備課) 1
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定……………	(障がい者支援課) 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定……………	() 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退……………	() 2
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………	() 3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………	() 3
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録……………	() 3
○種畜証明書の書換交付……………	(畜産課) 3
○軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程……………	(高齢者支援課) 3
○道路の供用開始……………	(道路保全課) 5
公 告	
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(担い手支援課) 5
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	() 8
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	() 11
○土地改良事業(維持管理)計画の変更……………	(農村計画課) 13
○公共測量の実施(変更)……………	(監理課) 13
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村計画課) 13
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 13
○指定管理者の募集(くまモンスクエア)……………	(くまモン課) 14
登 載 依 頼	
○令和9年度(2027年度)県立高等学校生徒募集定員……………	(高校教育課) 15

告 示

熊本県告示第663号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項の規定により公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を次のとおり委託したので、同条第2項及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第28条の2の規定により告示する。

令和8年(2026年)9月15日

熊本県知事 木 村 敬

- 公金事務の委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称及び事務所所在地
 - 名称 熊本県森林組合連合会
 - 所在地 熊本県熊本市東区戸島二丁目3番35号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
令和8年度(2026年度)県有林整備事業第2号業務に係る素材売払代金
- 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年(2026年)8月28日
- 法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和8年(2026年)8月28日
- 指定公金事務取扱者が委託を受けて公金事務を行うことができる期間
令和8年度(2026年度)県有林整備事業第2号業務の委託契約期間

熊本県告示第664号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により身体障害

者手帳の交付に係る診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

診療科目	医師の氏名	医療機関の名称及び所在地	指定年月日
眼科	上村 剛史	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院 八代市通町 1 0 番 1 0 号	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日
内科	赤木 正彦	水俣協立病院 水俣市桜井町 2 - 2 - 1 2	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日
循環器内科	砂川 玄哉	熊本セントラル病院 菊池郡菊陽町大字原水 2 9 2 1 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日
神経内科	林 広隆	国保 水俣市立総合医療センター 水俣市天神町 1 - 2 - 1	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日
整形外科	後藤 裕之	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本労災病院 八代市竹原町 1 6 7 0	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日
リハビリテーション科	細川 浩	山鹿温泉リハビリテーション病院 山鹿市新町 1 2 0 4	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日
整形外科	井出 淳之介	くまもと県北病院 玉名市玉名 5 5 0 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日
整形外科	笹岡 眞光	くまもと県北病院 玉名市玉名 5 5 0 番地	令和 8 年（2 0 2 6 年） 8 月 3 1 日

熊本県告示第 6 6 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の 名称及び所在地	担当する 医療の種類	指定年月日
音香薬局 阿蘇市小里 1 9 9 - 1	調剤	令和 8 年（2 0 2 6 年） 9 月 1 日
ウエルシアプラス薬局永江団地店 合志市幾久富 1 8 6 6 - 1 3 9 5	調剤	令和 8 年（2 0 2 6 年） 9 月 1 日
たんぽぽ薬局 八代市迎町一丁目 1 6 号 7 番地	調剤	令和 8 年（2 0 2 6 年） 9 月 1 日

熊本県告示第 6 6 6 号

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 6 9 条の規定により公示する。
令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

（育成医療・更生医療）

指定自立支援医療機関の名称 及び所在地	担当する医療の種類	辞退年月日
さくら病院 上益城郡益城町広崎 1 4 4 5 - 1 5	腎臓	令和 8 年（2 0 2 6 年） 1 0 月 1 日

熊本県告示第667号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）9月15日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
一般社団法人あゆみ 熊本市中央区帯山三丁目20番14号	重症児 多機能型あゆみガーデン 熊本市中央区帯山三丁目20番14号	432200095	令和8年（2026年）8月15日

熊本県告示第668号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）9月15日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
一般社団法人あゆみ 熊本市中央区帯山三丁目20番14号	あゆみアクア 熊本市中央区帯山七丁目7番41号	432200096	令和8年（2026年）8月15日

熊本県告示第669号
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和8年（2026年）9月15日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
一般社団法人あゆみ 熊本市中央区帯山三丁目20番14号	重症者 生活介護あゆみアクア 熊本市中央区帯山七丁目7番41号	432200097	令和8年（2026年）8月15日

熊本県告示第670号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月15日

熊本県知事 木 村 敬

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11547526329	種畜の名前の変更	晴鶴重	晴重
11547527845	種畜の名前の変更	第三光晴	姫光重

熊本県告示第671号
軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和8年9月15日

熊本県知事 木 村 敬

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程
軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程（平成21年熊本県告示第168号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号アの表中「1-100」を「91-100」に、「01-110」を「101-110」に、「11-120」を「111-120」に、「21-130」を「121-130」に、「31-140」を「131-140」に改める。

第4条の表中「48, 764」を「51, 804」に、「46, 324」を「49, 364」に改める。

第6条の表中「57, 104」を「60, 144」に、「54, 414」を「57, 454」に改める。

第8条第1号中「切り捨て。」を「切捨て」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 処遇改善費（職員の賃金改善に取り組む施設について、「別記処遇改善費」に定めるところにより決定される額を加算するものをいう。）。ただし、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 「別記処遇改善費」1及び2の賃金改善の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられ、当該賃金改善の総額が処遇改善費による収入額を上回ること。

イ 「別記処遇改善費」3(1)ア及びイの処遇改善費による収入額の全額が賃金改善に充てられ、その総額が当該収入額を上回ること。

ウ 「別記処遇改善費」3(1)ウの処遇改善費による収入額の全額が賃金改善又は職場環境改善に充てられ、その総額が当該収入額を上回ること。

エ 「別記処遇改善費」4の処遇改善費による収入額の全額が賃金改善に充てられ、その総額が当該収入額を上回ること。

第8条第4号を削る。

別記民間施設給与等改善費の1の(2)中「切り捨て」を「切捨て」に改め、同民間施設給与等改善費の2の(2)中「うえ」を「上」に改める。

別記処遇改善費中「1及び2」を「1から4」に、「1は、2との」を「1から4は全て」に改め、同処遇改善費の1の(1)中「切り捨て」を「切捨て」に改め、同処遇改善費の1の(2)中「切り捨て。」を「切捨て」に、「うえ」を「上」に改め、同処遇改善費に次のように加える。

3 令和8年4月及び5月分

(1) 次に掲げる額を加算する。

ア 対象職員の月平均の人数に10,000円(月額)を乗じて得た額を入所者数で除して得た額(1円未満切捨て)

イ 生産性向上等の取組を実施している場合は、対象介護職員の月平均の人数に5,000円(月額)を乗じて得た額を入所者数で除して得た額(1円未満切捨て)

ウ 職場環境改善等の取組を実施している場合は、対象介護職員の月平均の人数に4,000円(月額)を乗じて得た額を入所者数で除して得た額(1円未満切捨て)

なお、生産性向上等の取組を実施している場合は、職場環境改善等の取組を実施しているものとして取り扱う。

(2) (1)アの対象職員並びに(1)イ及びウの対象介護職員の月平均の人数は、次に掲げる方法により得た数とする。

ア (1)アの対象職員 算定対象期間の各月の職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、算定対象期間の月数で除して得た数

イ (1)イの対象介護職員 生産性向上等の取組を実施した各月の介護職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、生産性向上等の取組を実施した月数で除して得た数

ウ (1)ウの対象介護職員 生産性向上等又は職場環境改善等の取組を実施した各月の介護職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、生産性向上等又は職場環境改善等の取組を実施した月数で除して得た数

(3) 算定対象期間の月数、生産性向上等の取組を実施した月数及び生産性向上等又は職場環境改善等の取組を実施した月数について、一般入所者の入所日数が0となる月は算入しない。

4 令和8年6月以降分

(1) 次に掲げる額を加算する。

ア 対象職員の月平均の人数に10,000円(月額)を乗じて得た額を入所者数で除して得た額(1円未満切捨て)

イ 生産性向上等の取組を実施している場合は、対象介護職員の月平均の人数に7,000円(月額)を乗じて得た額を入所者数で除して得た額(1円未満切捨て)

ウ 介護職員の定期昇給分として見込まれる額(2,000円以上(月額))に相当する措置を実施する場合は、対象介護職員の月平均の人数に2,000円(月額)を乗じて得た額を入所者数で除して得た額(1円未満切捨て)

(2) (1)アの対象職員並びに(1)イ及びウの対象介護職員の月平均の人数は、次に掲げる方法により得た数とする。

ア (1)アの対象職員 算定対象期間の各月の職員数(常勤換算。小数点第2位以

下切捨て) から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第 2 位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、算定対象期間の月数で除して得た数

イ (1) イの対象介護職員 生産性向上等の取組を実施した各月の介護職員数(常勤換算。小数点第 2 位以下切捨て)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第 2 位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、生産性向上等の取組を実施した月数で除して得た数

ウ (1) ウの対象介護職員 定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施した各月の介護職員数(常勤換算。小数点第 2 位以下切捨て)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第 2 位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施した月数で除して得た数

ただし、定期昇給分として見込まれる額に相当する措置として賞与等を支給した場合の(1)ウの対象介護職員の月平均の人数は、賞与等の算定対象期間の各月の介護職員数(常勤換算。小数点第 2 位以下切捨て)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第 2 位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、賞与等の算定対象期間の月数で除して得た数とする。

(3) 算定対象期間の月数、生産性向上等の取組を実施した月数、定期昇給分として見込まれる額に相当する措置を実施した月数及び賞与等の算定対象期間の月数について、一般入所者の入所日数が 0 となる月は算入しない。

別記介護人材確保・職場環境改善等費を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 4 条及び第 6 条の改正規定は、令和 8 年 8 月 1 日から適用する。

熊本県告示第 6 7 2 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 1 5 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	別府一の宮線	阿蘇市一の宮町三野字太田 1 8 1 番 3 地先から 同所 1 5 7 番 1 5 地先まで	116.7	災害防除 工事

2 供用を開始する期日 令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 1 5 日

公 告

熊本県公告第 5 1 5 号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 2 5 年法律第 1 0 1 号)第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年(2 0 2 6 年)9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
澤田 かし子	合志市	廣永農園株式会社	合志市	合志市幾久富字上請地 7 6 0
福永 美由紀	山鹿市	福永 洋一	合志市	合志市上庄字出口 1 4 5 1 ほか

				2 筆
青木 武 (亡) 青木 伸一	合志市	本田 理子	合志市	合志市上庄字中原1505-1 ほか3筆
上野 美津子	菊陽町	松永 盛一	合志市	合志市合生字小黒松3577-1
高木 真澄美	熊本市	村上 正剛	合志市	合志市野々島字木原野2130
原田 富美代	福岡県 大川市	村上 正剛	合志市	合志市野々島字木原野2125
高群 英次 (亡) 高群 美和子	合志市	末永 加代子	合志市	合志市合生字前田1802-2 ほか2筆
原田 純三	菊池市	株式会社原農 場	菊池市	菊池市深川字菊ノ池102-1 ほか5筆
梅田 雅稔	菊池市	西口 博和	菊池市	菊池市七城町砂田字上頭無95 8-1ほか4筆
竹森 幸博	菊池市	本山 豊	菊池市	菊池市七城町砂田字女塚184 6
渡邊 義行	菊池市	株式会社菊池 未来農場	菊池市	菊池市旭志麓字桜ヶ岡2915 -4ほか2筆
稲田 武彦 (亡) 稲田 敏男	神奈川 県横須 賀市	森本 惟誠	菊池市	菊池市泗水町吉富字平町159 9-1ほか2筆
中野 龍一	高森町	森本 惟誠	菊池市	菊池市泗水町吉富字宝町168 5-4ほか3筆
高木 誠也 外1名	熊本市	牧 喜代志	菊池市	菊池市泗水町亀尾字下出290 0
松岡 勝子	菊池市	竹内 靖弘	菊池市	菊池市泗水町豊水字東陳塚18 31
高田 秀隆	菊陽町	西村 優彦	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字六地藏 539
松村 光男	熊本市	竹浦 哲子	熊本市	菊池郡菊陽町大字辛川字峠38 9ほか2筆
上田 剛広	菊陽町	大村 ノブ子	菊陽町	菊池郡菊陽町大字曲手字上部田 665-1
森村 昭子	熊本市	田崎 勝也	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字水溜6 18
高木 聡廣	熊本市	相馬 和幸	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字柿鶴2 776
松出 恵美子	菊陽町	吉岡 武彦	菊陽町	菊池郡菊陽町大字曲手字西鶴1 30
鹿子木 多美 子	菊陽町	坂本 秀則	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字塘下3 024ほか2筆
紫藤 淳	菊陽町	合同会社しと う農園	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字中尾9 0ほか13筆
紫藤 光一	菊陽町	古庄 秀平	菊陽町	菊池郡菊陽町大字原水字下前原 808-1

酒井 邦昭	菊陽町	眞鍋 和央	菊陽町	菊池郡菊陽町大字辛川字峠 4 0 5 ほか 3 筆
後藤 強	菊陽町	眞鍋 和央	菊陽町	菊池郡菊陽町大字辛川字西弁指 9 8 9
田中 宏 (亡) 田中 初代	大津町	西岡 逸郎	大津町	菊池郡大津町大字錦野字立石 2 5 1 ほか 3 筆
三池 くみ子	菊陽町	グッドファーム株式会社	大津町	菊池郡大津町大字平川字壹町畑 2 4 2 5 - 1 ほか 1 筆
樋口 豊典	神奈川県横須賀市	グッドファーム株式会社	大津町	菊池郡大津町大字大津字八窪 3 2 2
大塚 和博	大津町	グッドファーム株式会社	大津町	菊池郡大津町大字杉水字中水迫 3 6 3 8 - 1 ほか 1 筆
桐原 整	大津町	上田 司	大津町	菊池郡大津町大字陣内字大窪 6 8 3
高本 正博	大津町	有限会社マルサ農産	大津町	菊池郡大津町大字吹田字焼牧 6 1 ほか 4 筆
吉良 信也	大津町	株式会社もやいネット真城	大津町	菊池郡大津町大字真木字西八窪 4 1 6 - 1 ほか 1 筆
矢野 一心	大津町	吉良食品株式会社	大津町	菊池郡大津町大字平川字一ノ迫 2 0 7 9 - 1
中野 桂一	大津町	大村 礼美	大津町	菊池郡大津町大字矢護川字中ノ 原 1 5 7 9 - 1
小西 隆雄	大津町	吉山 一男	大津町	菊池郡大津町大字陣内字雨留尾 4 1 7 - 1 ほか 2 筆
林 誠二 (亡) 林 貞 高	大津町	帆保 新次	大津町	菊池郡大津町大字岩坂字坂ノ上 1 4 4 7
古庄 稔	福岡県宗像市	古庄 昭弘	大津町	菊池郡大津町大字外牧字大鶴 4 7 0
中野 喜八郎	熊本市	志賀 久幸	大津町	菊池郡大津町大字外牧字大鶴 4 8 8 - 1 ほか 1 筆
佐藤 眞二	熊本市	農事組合法人奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字草部字気勝原 2 3 1 7 ほか 4 筆
甲斐 三郎	高森町	農事組合法人奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字草部字灰原 2 5 4 7 - 2 ほか 3 筆
古庄 時夫	熊本市	農事組合法人奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字草部字陵 2 1 7 9 - 4 ほか 2 筆
佐伯 実	高森町	農事組合法人奥阿蘇くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字芹口字上小畑 1 5 3 2 - 1
富永 律郎 (亡) 富永	福岡県福岡市	農事組合法人奥阿蘇くさか	高森町	阿蘇郡高森町大字芹口字上芹口 1 3 3 0 - 1 ほか 7 筆

福 實		べ		
富永 郎 （亡）富永 福 實 外1名	福岡県 福岡市	農事組合法人 奥阿蘇くさか べ	高森町	阿蘇郡高森町大字芹口字中西川 1 1 5 9
富永 郎 （亡）富永 福 實 外2名	福岡県 福岡市	農事組合法人 奥阿蘇くさか べ	高森町	阿蘇郡高森町大字芹口字上芹口 1 3 4 1
栗原 利幸	小国町	小田 清	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字中島 1 3 9 1 ほか7筆
江田 隆行	小国町	小田 清	小国町	阿蘇郡小国町大字黒淵字猿ヶ原 1 7 9 4－1 ほか2筆
竹本 尚子	美里町	上田 正博	美里町	下益城郡美里町中郡字新塘 1 4 5 4
渡邊 良市	美里町	上田 正博	美里町	下益城郡美里町中郡字新塘 1 4 5 5

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
光永 忍	大津町	菊池郡大津町大字錦野字立石 3 0 7 ほか1筆
農事組合法人奥阿蘇 くさかべ	高森町	阿蘇郡高森町大字草部字下桑迫 1 9 4 3－1

2 認可年月日
 令和8年（2026年）9月4日

熊本県公告第516号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の
規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定によ
り公告する。
 令和8年（2026年）9月15日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等 を行う者		賃借権の設定等を受ける 者		農地中間管理権の設定等及び 賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
横井 竹吉	人吉市	永尾 洋一	球磨村	球磨郡球磨村大字三ヶ浦甲字亀 有 9 8
鳥越 宗一	錦町	山田 義孝	人吉市	人吉市上林町字立石 7 6 9
赤坂 アヤ子	人吉市	小野 芳廣	人吉市	人吉市上戸越町字大原 1 5 5 6
牛塚 吉輝	人吉市	迫田 一臣	人吉市	人吉市上原田町字牛塚字芭蕉淵 2 1 1－1 ほか1筆
牛塚 吉輝	人吉市	牛塚 耕一	人吉市	人吉市上原田町字牛塚字西ノ原 4 5 8
竹下 勝	人吉市	迫田 節雄	人吉市	人吉市井ノ口町字中棚 9 6 6
荒毛 喜代子	人吉市	竹田 博	人吉市	人吉市下永野町字蕎麦野 1 3 2 8－1
簀田 秀彦	人吉市	嶋原 俊一	山江村	人吉市鬼木町字於坪 1 6 2 2
久保山 泉子	相良村	牛塚 敬一郎	人吉市	人吉市合ノ原町藪田 3 8 9
味岡建設株式	多良木	東 吉次郎	人吉市	球磨郡錦町大字木上西字知敷原

会社	町			2 - 7
宮塚 和子	錦町	一岡 祥悟	錦町	球磨郡錦町大字西字大王原26 5 - 1
中村 喜與人	錦町	木野 惟男	錦町	球磨郡錦町大字一武字茶畑32 22ほか1筆
内田 裕二 外(亡)内田 シヅ子	錦町	永井 英雄	錦町	球磨郡錦町大字木上南字塚ノ原 1509 - 43
中武 喜久男	宮崎県 西米良 村	川内 耕毅	水上村	球磨郡湯前町字榎町1573
栗秋 光喜	湯前町	栗秋 和弘	湯前町	球磨郡湯前町字久保田1279 ほか7筆
溝口 幸一	水俣市	坂本 準也	水俣市	水俣市袋字永尾2208 - 12 0ほか3筆
桃木 一幸 (亡)桃木 幸子	多良木 町	吉田 悟	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字中 永野6569
須恵 尚子 (亡)須恵 トメ	多良木 町	吉田 悟	多良木 町	球磨郡多良木町大字黒肥地字長 寺6558 - 1ほか2筆
西山 真二	多良木 町	株式会社西山 農場	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字新 山2221 - 5ほか7筆
西山 真二 外1名	多良木 町	株式会社西山 農場	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字耳 取1344ほか1筆
田嶋 光信	多良木 町	豊永 好人	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字年 ノ神2318 - 2ほか1筆
尾方 康博	福岡県 福岡市	山本 一喜	多良木 町	球磨郡多良木町大字久米字今村 1477
西 一幸	多良木 町	西 善則	多良木 町	球磨郡多良木町大字多良木字上 赤坂1358ほか2筆
上刈 良子	あさぎ り町	田上 新悟	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字塚脇1 378 - 1
宮原 崇	熊本市	野島 太郎	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ 原1103ほか1筆
藤井 晃	熊本市	別府 慎一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字白髪4 49
皆越 剛	佐賀県 吉野ヶ 里町	別府 慎一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字新石坂 760 - 1ほか1筆
永里 富美	あさぎ り町	別府 慎一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字新石坂 738 - 1
豊永 保弘	あさぎ り町	別府 慎一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字新石坂 739 - 1
重信 有里	福岡県 福岡市	別府 慎一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字八幡4 26 - 1ほか8筆
赤城 奉文	あさぎ	野々脇 正巳	あさぎ	球磨郡あさぎり町上南字的射場

	り町		り町	899ほか1筆
西 里美	あさぎ り町	吉松 洵右	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字梶原 3026-73
向松 松女 (亡) 向松 義輝	あさぎ り町	吉松 洵右	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字梶原 3026-74
石塚 文則 (亡) 石塚 眞	埼玉県 狭山市	有限会社アグ リサービスあ さぎり	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ 原1315-1ほか5筆
池田 洋一	福岡県 福岡市	出水田 一夫	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田南字一丁 田25-2ほか2筆
小林 真理 (亡) 久保本 節子	人吉市	城本 康志	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 45-1
牟田 英一	あさぎ り町	城本 康志	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 149-3
桑原 直人	人吉市	城本 康志	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字寺下 768-2ほか3筆
嶋田 清子	あさぎ り町	城本 康志	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字福ノ 原1284ほか3筆
落合 忠徳	埼玉県 鶴ヶ島 市	福屋 栄二郎	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字新斉 堂96-1
木崎 厚子	大阪府 富田林 市	市岡 玲輝	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田西字上成 石2435
山富 和子 (亡) 山富 昭人	あさぎ り町	稲富 裕二	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字白髪4 61-1ほか3筆
山富 和子 (亡) 山富 昭人	あさぎ り町	上田 貴祐	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字白髪4 96
東 順一	あさぎ り町	株式会社アグ リトラストサ ービス	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字水町 820ほか5筆
大坪 真哉	大阪府 豊能町	株式会社アグ リトラストサ ービス	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字水町 848

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字中高原81-125 ほか5筆
株式会社アグリトラ ストサービス	あさぎり町	球磨郡あさぎり町免田西字三反地3005- 48ほか3筆

2 認可年月日

令和8年(2026年)9月4日

熊本県公告第 5 1 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 8 年（2 0 2 6 年）9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
志賀 知保	熊本市	熊本市南区会富町字三反田 8 0 7 番 1 ほか 7 筆
太田 一昭	熊本市	熊本市南区孫代町字前田 2 8 7 番 1 ほか 1 筆
杉村 一生	熊本市	熊本市南区城南町高字板橋 4 番ほか 2 筆
野口 伸幸	熊本市	熊本市南区城南町高字板橋 2 2 番
辻 道信	宇城市	熊本市南区富合町榎津字西ノ川 7 3 6 番
中川 富美子	熊本市	熊本市西区河内町白浜字南丸尾 1 0 8 0 番 1 ほか 3 筆
志水 隆司	熊本市	熊本市西区河内町船津字頭路 1 6 2 7 番ほか 1 筆
瀧口 精一	熊本市	熊本市西区河内町船津字日平 5 2 8 番 1 ほか 1 筆
中村 浩一	熊本市	熊本市西区河内町河内字笠山 3 2 1 5 番
中村 香代子	宇城市	宇城市三角町戸馳字堤下 5 7 3 7 番
長塩 幸久	菊池市	菊池市七城町岡田字西鶴 4 6 6 番 1
井上 春生	菊池市	菊池市七城町小野崎字松島 3 2 9 番
加茂田 憲治	合志市	菊池市泗水町亀尾字下谷 3 4 3 9 番
河上 ミチヲ	菊池市	菊池市原字牛ヶ原 3 3 3 0 番 9 2
城 征也	菊池市	菊池市七城町岡田字西鶴 4 4 4 番
本山 聡毅	熊本市	菊池市七城町亀尾字上力石 1 3 0 4 番 1
城 一幸	合志市	合志市幾久富字中原 6 5 8 番
甲斐 洋一	阿蘇市	阿蘇市波野大字波野字池ノ上 3 2 1 8 番ほか 3 筆
村田 昭治	阿蘇市	阿蘇市狩尾字下無田 8 6 5 番 1 ほか 1 筆
上野 イネ子	阿蘇市	阿蘇市一の宮町北坂梨字石田 3 3 8 番 1 ほか 1 筆
宮本 貴	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字赤溝 4 3 5 番 1
室 治夫	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字赤溝 4 3 5 番 2
橋本 サチエ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字水溜 6 0 8 番ほか 1 筆
（持分 2 分の 1）松村 秀俊 外 1 名	菊陽町	菊池郡菊陽町大字戸次字三反畑 7 9 1 番 1 ほか 1 筆
今村 直喜	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字古閑原 4 3 3 1 番ほか 1 筆
北崎 里美	御船町	上益城郡御船町大字陣字豊ヶ嶋 6 3 3 番ほか 1 筆

矢野 靖貴	山都町	上益城郡山都町下名連石字長迫5003番
森田 周一	鹿児島県 鹿児島市	球磨郡錦町大字西字起原3628番15ほか 1筆
田上 正典	あさぎり 町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野717番ほか 3筆
尾里 かおり	錦町	球磨郡あさぎり町上西字西清水103番90 ほか2筆
矢立 敬二郎	多良木町	球磨郡多良木町大字奥野字荒牧204番

所有権の移転を受ける者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ナガイエ	熊本市	熊本市東区画図町大字下無田字大島573番
野田 大靖	熊本市	熊本市東区画図町大字下無田字道上968番
岩寄 千尋	熊本市	熊本市西区松尾町平山字上岩戸654番
小山 雄一郎	熊本市	熊本市南区奥古閑町字上前通21番1ほか3 筆
前田 守也	熊本市	熊本市南区畠口町字北一389番ほか7筆
株式会社米米農場	美里町	宇城市豊野町安見字蛭田375番1ほか1筆
松下 圭介	宇城市	宇城市三角町前越字赤松1953番1ほか2 筆
富田 和孝	菊池市	菊池市七城町高田字小柳69番1ほか3筆
有限会社DEAPS	菊池市	菊池市旭志麓字新山2926番126
城 孝行	菊池市	菊池市木庭字道坂30番ほか1筆
株式会社ろのわ	菊池市	菊池市旭志麓字北請1378番ほか3筆
池田 祥	合志市	合志市合生字八反原328番
上島 英樹	合志市	合志市幾久富字下請地803番ほか1筆
島田 輝昭	合志市	合志市上庄字壺ノ口647番1
株式会社渡邊農園	合志市	合志市幾久富字中原719番
株式会社AGRISE	阿蘇市	阿蘇市一の宮町中通字黒崎2141番ほか1 筆
株式会社中島牧場	阿蘇市	阿蘇市黒川字寒池596番ほか7筆
松井 智哉	阿蘇市	阿蘇市黒川字千丁無田807番363ほか2 筆
山本 誠也	阿蘇市	阿蘇市小野田字天神原1376番
清田 敏也	玉東町	玉名郡玉東町大字原倉字登立1217番
株式会社マルワ	菊陽町	菊池郡菊陽町大字久保田字中岡936番ほか 1筆
佐藤 吉一	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字鍋次郎1685番 1ほか3筆
藤原 大明	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字西一丁田1553 番
渡邊 和徳	南阿蘇村	阿蘇郡南阿蘇村大字長野字上中1322番1 ほか2筆
新堀 伸太郎	あさぎり	球磨郡あさぎり町上西字南清水95番1ほか

	町	1 筆
藤田 安博	あさぎり町	球磨郡あさぎり町上東字瀬宮 1 3 2 9 番
星原 博康	あさぎり町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 5 7 番 1
株式会社有田牧場	錦町	球磨郡あさぎり町上東字永山 1 5 1 5 番 1 ほか 2 筆

2 認可年月日
令和8年（2026年）9月4日

熊本県公告第518号
令和8年（2026年）4月14日付けで八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区理事長北園武広から申請のあった八代平野南部土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和8年（2026年）9月4日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。
令和8年（2026年）9月15日
熊本県知事 木 村 敬

熊本県公告第519号
測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代海岸保全事業所長から次のとおり公共測量の作業種類・作業期間・作業地域を変更する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和8年（2026年）9月15日
熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（堤防動態観測（3級水準測量）、2級基準点測量、3級水準測量（GNSS、レベル））	令和8年（2026年） 8月31日から 令和9年（2027年） 3月15日まで	熊本県八代市郡築六番町 ～郡築十二番町及び昭和 同仁町地内

熊本県公告第520号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営湯貫新田地区（湯貫新田工区）土地改良事業（農用地の造成）の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和8年（2026年）9月15日
熊本県知事 木 村 敬

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営湯貫新田地区（湯貫新田工区）土地改良事業（農用地の造成）計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年（2026年）9月16日から令和8年（2026年）10月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第521号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）9月15日
熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字前田1372番、同1373番1、同1374番及び同1375番並びに町道敷の一部
4,997.55平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市東区下江津五丁目 1 3 番 1 2 号
株式会社 Y M C

熊本県公告第 5 2 2 号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和 8 年（2026 年）9 月 1 5 日

熊本県知事 木 村 敬

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
くまもと県民交流館のうち物産、観光等に関する情報を提供する施設《くまモンスクエア》（以下「施設」という。）
- (2) 所在地
熊本市中央区手取本町 8－2 テトリアくまもとビル 1 階
- (3) 施設の規模等
全体面積 2 0 6 . 6 1 平方メートル
- (4) 施設の概要
くまモンステージ、観光展示・物産販売コーナー等

2 指定管理者が行う業務

- (1) くまモンを活用した熊本県の P R に関する業務
- (2) くまモン及び物産・観光等の情報収集及びその発信に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (4) (1) から (3) までに掲げる業務のほか、施設の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 1 2 年（2030 年）3 月 3 1 日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
ただし、複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表団体以外の構成員には(2)は適用しない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している者であって、明らかに指定管理者として不適当と認められるものでないこと。

5 申請の手続**(1) 申請書類**

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

- ア 指定管理者指定申請書
イ 指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者である場合を除く。）
ク 納税証明書
（ア）法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
（イ）熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ その他知事が必要と認める書類
（ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
（イ）グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
（ウ）指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に基づく申立書
(2) 申請書類の提出先
熊本県知事公室国際・くまモン局くまモン課（県庁行政棟本館 5 階）

- 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2133 (直通)
- (3) 提出期間
令和8年(2026年)9月25日(金)から令和8年(2026年)10月8日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本1部、副本又はその写し10部
- 6 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、令和8年(2026年)9月9日(水)から令和8年(2026年)10月8日(木)までの間に交付する。
- 8 説明会
令和8年(2026年)9月25日(金)午前10時から知事公室会議室(県庁行政棟本館6階)で説明会を開催する。
なお、説明会の出席にあたっては、事前にエントリーシートを令和8年(2026年)9月18日(金)午後5時までに提出するものとする。
- 9 留意事項
(1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他指定管理候補者選定委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 問合せ先
5の(2)に同じ。

登 載 依 頼

熊本県教育委員会告示第28号
熊本県立高等学校学則(昭和40年熊本県教育委員会規則第16号)第4条第2項の規定により、令和9年度(2027年度)の県立高等学校生徒募集定員を次のように定める。
令和8年(2026年)9月15日
熊本県教育長 越 猪 浩 樹
令和9年度(2027年度)県立高等学校生徒募集定員
[全日制課程]

学 校	学 科・コース	募集定員 (単位：人)
済々黌高等学校	普通科	360
熊本高等学校	普通科	400
第一高等学校	普通科	280
	普通科・英語コース	40
第二高等学校	普通科	320
	理数科	40
	美術科	40
熊本西高等学校	普通科	240
	普通科・スポーツコース	40
	サイエンス情報科	40

熊本北高等学校	普通科	280
	理数科	40
	英語科	40
東稜高等学校	普通科	280
	普通科・国際コース	40
湧心館高等学校	普通科	120
	情報処理科	40
玉名高等学校	普通科	280
岱志高等学校	普通科・アドバンストコース	40
	普通科・キャリアコース	40
	普通科・スポーツコース	20
	普通科・美術工芸コース	20
鹿本高等学校	普通科	160
	みらい創造科・グローバル探究コース	40
	みらい創造科・スポーツ健康科学コース	40
菊池高等学校	普通科・未来探究コース	40
	普通科・地域探究コース	80
	商業科	80
大津高等学校	普通科	200
	理数科	40
	普通科・スポーツコース	20
	普通科・美術コース	20
阿蘇中央高等学校	普通科	40
	探究科	40
	総合ビジネス科	40
	農と食の科学科	40
	緑と水の科学科	40
	社会福祉科	40
小国高等学校	普通科	80
高森高等学校	普通科・グローバル探究コース	40
	マンガ学科	40
御船高等学校	普通科	120
	普通科・芸術コース	40
	電子機械科	80
甲佐高等学校	普通科	40
	普通科・福祉教養コース	40
	ビジネス情報科	40
宇土高等学校	普通科	240
松橋高等学校	普通科・地域創造コース	80
	情報処理科	40
	家政科	40
八代高等学校	普通科	240
	普通科・国際バカロレアコース	
八代清流高等学校	普通科	200
八代東高等学校	普通科・スポーツコース	40
	商業科	80
	情報ネットワーク科	40
水俣高等学校	普通科	120
	商業科	40

	機械科	4 0
	半導体情報科	2 0
	建築科	2 0
人吉高等学校	普通科	2 8 0
人吉高等学校五木分校	普通科	4 0
天草高等学校	普通科	2 4 0
天草高等学校倉岳校	普通科	4 0
牛深高等学校	普通総合学科	1 2 0
上天草高等学校	普通科	4 0
	普通科・グローバル文理コース	4 0
	情報会計科	4 0
	福祉科	4 0
熊本商業高等学校	商業科	2 0 0
	情報処理科	8 0
	国際経済科	4 0
	会計科	4 0
球磨中央高等学校	地域未来探究科	4 0
	商業科	8 0
	情報処理科	4 0
鹿本商工高等学校	商業科	4 0
	情報管理科	4 0
	機械科	4 0
	電子機械科	4 0
熊本工業高等学校	機械科	4 0
	電気科	4 0
	電子科	4 0
	工業化学科	4 0
	テキスタイルデザイン科	4 0
	土木科	4 0
	建築科	4 0
	材料技術科	4 0
	インテリア科	4 0
	情報システム科	4 0
玉名工業高等学校	機械科	8 0
	電気科	4 0
	電子科	4 0
	工業化学科	4 0
	土木科	4 0
小川工業高等学校	機械科	4 0
	建築科	4 0
	土木科	4 0
	設備工業科	4 0
	情報電子科	4 0
八代工業高等学校	機械科	8 0
	電気科	8 0
	工業化学科	4 0
	インテリア科	4 0
	情報技術科	4 0
球磨工業高等学校	機械科	8 0

	電気科	4 0
	建築科・建築コース	2 0
	建築科・伝統建築コース	2 0
	建設工学科	4 0
天草工業高等学校	機械科	8 0
	電気科	4 0
	土木科	4 0
	情報技術科	4 0
熊本農業高等学校	農業科	4 0
	園芸・果樹科	4 0
	畜産科	4 0
	農業経済科	4 0
	農業土木科	4 0
	食品工業科	4 0
	生活科	4 0
北稜高等学校	商業科	4 0
	園芸科	4 0
	造園科	4 0
	家政科	4 0
鹿本農業高等学校	園芸技術科	4 0
	食品科学科	4 0
	生活デザイン科	4 0
菊池農業高等学校	農業科	4 0
	園芸科	4 0
	畜産科学科	4 0
	食品化学科	4 0
	生活文化科	4 0
翔陽高等学校	総合学科	2 8 0
矢部高等学校	普通科	4 0
	食農科学科・農業科学コース	2 0
	食農科学科・食・生活コース	2 0
	林業科学科	4 0
八代農業高等学校	食農創造科	4 0
	生産土木科	4 0
	家庭科	4 0
八代農業高等学校泉分校	グリーンライフ科	4 0
芦北高等学校	農業科	4 0
	林業科	4 0
	福祉科	4 0
南稜高等学校	普通科・スポーツコース	2 0
	普通科・福祉コース	2 0
	総合農業科	8 0
	食品科学科	4 0
	生活経営科	4 0
天草拓心高等学校	普通科	4 0
	商業科	4 0
	生物生産科	4 0
	食品科学科	4 0
	生活科学科	4 0

	普通科・総合コース	4 0
	海洋科学科・海洋航海コース	2 0
	海洋科学科・栽培・食品コース	2 0
合 計		1 0 , 7 6 0

- (備考)
- 1 玉名高等学校の普通科及び宇土高等学校の普通科の募集定員には、併設型中学校からの入学予定者数を含む。
- 2 八代高等学校の普通科及び八代高等学校の普通科・国際バカロレアコースの募集定員には、併設型中学校からの入学予定者数を含む。なお、八代高等学校の普通科・国際バカロレアコースの募集定員は、八代高等学校の普通科の募集定員の内数とする。
- 3 矢部高等学校の食農科学科・農業科学コースと食農科学科・食・生活コース、大津高等学校の普通科と理数科、上天草高等学校の普通科と普通科・グローバル文理コースは、それぞれくり募集とする。

[定時制課程]

学 校	学 科・コース	募集定員 (単位：人)
湧心館高等学校	普通科	4 0
	情報科学科・情報処理コース	3 0
	情報科学科・科学技術コース	1 0
玉名高等学校	普通科	4 0
岱志高等学校	普通科	4 0
水俣高等学校	商業科	4 0
人吉高等学校	普通科	4 0
天草高等学校	普通科	4 0
熊本工業高等学校	機械科	4 0
	電気科	4 0
	建築科	4 0
八代工業高等学校	総合学科	4 0
合 計		4 4 0

[専攻科]

学 校	専攻科名	募集定員 (単位：人)
球磨工業高等学校	伝統建築専攻科	1 0